



平成30年 月 日

座間市長 遠藤 三紀夫 殿

座間市子ども・子育て会議
会長 大下 聖治

座間市子ども・子育て会議について（答申）

平成29年7月13日付け座子政発第17号で諮問のありました子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号以下「法」という）第77条1項各号に規定する事項については、座間市子ども・子育て会議で審議した結果、次のとおり答申します。

- 1 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関し、法第31条第2項に規定する事項を処理することについては、座間市子ども・子育て支援事業計画（中間年度見直し版）に示すとおり処理すること。
- 2 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関し、法第43条第3項に規定する事項を処理することについては、座間市子ども・子育て支援事業計画（中間年度見直し版）に示すとおり処理すること。
- 3 子ども・子育て支援事業計画に関し、法第61条第7項に規定する事項を処理することについては、座間市子ども・子育て支援事業計画（中間年度見直し版）に示すとおり処理すること。
- 4 座間市における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議することについては、平成29年度座間市子ども・子育て支援事業計画点検・評価等報告書のとおりです。

なお、座間市子ども・子育て支援事業計画で定める平成31年度までの保育所の待機児童解消を実現するためには、待機児童のいる0～2歳児について、更に保育園の定員増、又は設置する必要があることを申し添えます。